市民意見提出制度（パブリック・コメント）

開発許可区域（都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域）の見直し（案）に対する意見募集の実施結果

開発許可区域（都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域）の見直し（案）に対する意見募集を実施したところ、２件の意見が提出されましたので、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。なお、意見は内容ごとに集約させていただきました。

意見提出期間	令和３年１０月１５日～令和３年１１月１５日
意見件数	２人　２件

〇提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等

番号	意見の概要	市の考え方	条例案（計画案）への反映
1	高柳地区における廃止予定区域は、加須方面へのアクセスが良く、面積も広い。そのため、諦めるのはもったいない。	今回の見直しは、産業系の土地利用が当面見込めない区域を廃止し、企業立地のニーズがあり、確実に土地利用が図られる区域を新たに指定することを目的としています。 高柳地区における産業系区域については、平成１５年に指定しておりますが、合併して１０年を経過してもなお、多くの土地で産業系の土地利用が図られていない状況にあります。 こうした中、高柳地区のうち、県道さいたま栗橋線の東側については、埼玉県企業局と久喜市の共同事業により、産業団地を整備する計画を進めております。 また、県道さいたま栗橋線の西側の一部については、既に住宅や店舗などの用途で利用されているため、産業系としての土地利用は見込めないと考えております。 そのようなことから、指定運用方針に基づき、同地区における産業系区域の一部を廃止することが適当と判断したものです。	原案どおり

2	現在、久喜駅東口側は、商業的な観点において非常に後退している。吉羽地区に商業施設等ができれば、非常に便利になるため、大変期待している。	ご指摘のとおり、久喜駅東口側、特に吉羽地区では、現在、生鮮食品などの最寄品を購入できる商業施設が市内の他の地域と比較すると、不足しています。 市では、このような状況を解消するとともに、今後の高齢化等による買物弱者の増加を防ぐため、吉羽地区にお住まいの方でも無理なく歩ける範囲に、商業施設の立地を誘導する必要があるものと考えています。 今回、吉羽地区において新たに区域指定する土地は、地区住民の徒歩圏内にあり、皆様にとって利便性の高い場所であると考えています。 また、都市計画道路久喜東停車場線に面しており、かつ、確実に土地利用が図られる見込みがあるなど、指定運用方針に定める基準に適合しています。 そのようなことから、吉羽地区に新たに産業系区域を指定することが適当と判断したものです。	原案どおり

【問い合わせ】
都市計画課　開発指導係
電話 0480-22-1111　内線 4666、4668
toshikeikaku@city.kuki.lg.jp